

## 生駒市規則第6号

生駒市消防本部の組織に関する規則及び生駒市消防職員の階級及び職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市消防本部の組織に関する規則及び生駒市消防職員の階級及び職名に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第1条 生駒市消防本部の組織に関する規則(平成7年3月生駒市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「消防正監」を「消防監」に改める。

第9条第2項中「消防監又は」を削る。

(生駒市消防職員の階級及び職名に関する規則)

第2条 生駒市消防職員の階級及び職名に関する規則(昭和53年9月生駒市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(消防吏員の階級)」に改め、同条第1項中「次に掲げる」を「次の」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(消防職員の職名)

第3条 消防組織法第4条第2項第5号に規定する消防職員の職名は、消防吏員、事務吏員、技術吏員及び技能職員とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。